

# 高齢者のみなさんの

# いつでも相談窓口です

困りごとは、何でも相談ください

総合相談窓口です

何でもご相談ください

介護に関する不安・困りごと、介護の方法など、高齢者の皆さんやご家族の悩みに対応しています。介護に限らず健康や福祉、医療や生活に関することなど何でもご相談ください。

権利を守り、被害を防止します

高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、権利を守る活動をしています。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見と防止、消費者被害などに遭わないように支援しています。

## いつまでも仕事を続けられます

介護予防に  
取り組んでいます

できるだけ自立した生活が続けられるように支援します。要支援と認定されたかたは介護予防サービスを利用できます。今は介護の必要の無いかたでも、予防の必要性があるかたには、介護予防をお手伝いします。

地域ぐるみの  
ネットワークで支えます

高齢者の皆さんにとって、より暮らしやすい地域を作るため、保健、医療、福祉など、さまざまな機関とのネットワークを形成し、皆さんを継続的に支援しています。

いつまでも元気に暮らすために

## 介護予防をお手伝いします

ケアマネージャー、保健師、社会福祉士などの専門スタッフが、皆さんを支えます



ご相談を受けると

介護・支援が  
必要の無いかた

介護・支援が必要なかた

要支援 1・2

要介護 1～5

地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成

居宅介護支援事業所の  
ケアマネージャーが、介  
護プランを作成します

施設に通って、運動機能を向上させる訓練や、お口のお手入れ、栄養改善などを行います。通うのが困難な場合は、訪問して行います。

お宅を訪問して行う訪問サービス、施設に通って行う通所サービスのほか、短期間施設に入る短期入所サービスなどがあります。入浴介護、リハビリテーション、療養管理指導、予防福祉用具の貸与、グループホームの利用などがあります。

介護サービス事業者を選択し、要介護度に合わせた介護保険のサービスを受けます。



必要に応じた介護予防メニューをご案内します。

介護保険の給付対象となる介護サービスが受けられます。要介護度、要支援度により利用料が違います。

**公正中立な機関です**

市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、高齢者やご家族を支援するための介護拠点として、地域包括支援センターを設置しています。これらのセンターは、市が設置し、福祉法人などに運営を委託している公正・中立な機関です。高齢者や介護する家族のかたが困っていることや、心配なことがありましたら、安心してご相談ください。

問 長寿支援課高齢者福祉係 ☎ 49-31111(内線406)